

# 令和6年もとす広域連合議会

## 第1回定例会 会議録

令和6年1月23日（火） 開会

令和6年2月 6日（火） 閉会

もとす広域連合

# 令和6年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（1月23日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第1号より議案第7号までの一括上程、説明、質疑、委員 会付託	4
○散会の宣告	11

### 第 2 号（2月6日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○説明のため出席した者	14
○職務のため出席した職員	14
○開議の宣告	15
○議事日程の報告	15
○諸般の報告	15
○議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	15
○議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	16
○議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	18
○議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	19
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	20
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	22
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
○議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採 決	24
○常任委員会委員の選任	29

○ 議会運営委員会委員の選任	29
○ 閉会の宣告	29
○ 署名議員	31

令和6年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和6年1月23日（火曜日）午前9時25分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第 2号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について  
日程第 5 議案第 3号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第 6 議案第 4号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について  
日程第 7 議案第 5号 令和6年度もとす広域連合一般会計予算について  
日程第 8 議案第 6号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について  
日程第 9 議案第 7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	馬 淵	ひろし	2 番	松 野	貴 志
3 番	棚 橋	敏 明	4 番	庄 田	昭 人
5 番	若 井	千 尋	6 番	若 園	五 朗
7 番	松 野	藤 四 郎	8 番	高 橋	知 子
9 番	飯 尾	龍 也	10 番	今 枝	和 子
11 番	河 村	志 信	12 番	鏝 本	規 之
13 番	河 村	正 通	14 番	村 木	俊 文
15 番	杉 本	真 由 美			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	國 井 弘 光
療 育 医 療 施 設 長	吉 川 博 喜	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	喜 多 川 正 義

**職務のため出席した職員**

書 記 長	平 塚 直 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時25分

◎開会の宣告

○議長（若井千尋君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若井千尋君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

4番 庄田昭人君

8番 高橋知子君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、1月16日の議会運営委員会において、本日から2月6日までの15日間にしてはどうかと決められました。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月6日までの15日間とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第1号より議案第7号までの一括上程、説明、質疑、  
委員会付託

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例についてより、日程第9、議案第7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和6年1月1日、16時10分に発生しました令和6年能登半島地震につきまして、石川県を中心に死者200名以上、避難者2万人以上となるなど、甚大な被害をもたらす大きな災害となっております。

もとす広域連合でも老人福祉施設大和園について、国や県などの関係機関からの要望に基づき、被災され介護を必要とされる高齢者等の受入れを行える体制を整えております。

今後、介護を必要とされる被災者等の避難先としての役割を担えるよう努めてまいります。被災された皆様には謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早く平穏な生活に戻られるよう心よりお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、令和5年5月に5類感染症となったところではありますが、インフルエンザ感染症とともに感染の蔓延防止のための取組を継続していかなければならないと、強く思うところでございます。

当広域連合には、多くの高齢者や、子供が利用している施設の大和園や幼児療育センターがあります。引き続き職員、利用者の健康管理や衛生管理を徹底するとともに、感染防止のための対策を実施してまいります。

それでは、令和6年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることはご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業執行に当たりましては、少しでも安定的な財政運営が図れるよう、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利厚生の上に応えるべく、引き続き努力をしてまいります。

初めに、介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画が初年

度となります。これまでの基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿命社会をめざして」を継承し、引き続き高齢者が住み慣れたまちで生きがいを持って暮らしていけるよう、また、支援が必要となってもその人らしく過ごすことができるよう、計画の医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築や、認知症予防対策事業などを進めてまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で介護サービスについては、施設型より訪問型のサービス需要が多くなるなど、多様化が進んできております。地域ニーズに合わせた介護サービスを提供して、引き続き健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。

次に、療育医療施設・幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の児童を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、今後も引き続き、児童一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援や、その保護者への支援に努めてまいります。

また、休日急患診療所につきましては、日曜・祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理施設の衛生施設につきましては、構成市町からのし尿及び浄化槽、農業集落排水処理施設並びにコミュニティ・プラントからの汚泥を衛生的に処理するとともに、二酸化炭素の排出を削減するため、汚泥焼却設備を廃止し、汚泥脱水処理及び搬出する方法に変更して3年目となります。今後も二酸化炭素の削減についても検証を継続的に行い、地域住民の快適な生活環境の保全及び循環型社会形成推進に寄与してまいります。

最後に、地域住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が1件、令和5年度補正予算に関する案件が3件、令和6年度予算に関する案件が3件の合計7件であります。

それでは、ただいまより本定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の改正を行うものでございます。次に、議案第2号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億4,627万9,000円とするものであります。

補正の内容について、歳入の主なものは、県補助金の物価高騰対策補助金で7万6,000円の増額。基金繰入金で、77万7,000円の増額及びオンライン資格確認関係補助金等で37万1,000円の増額を計上するものです。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費を4,237万7,000円の増額。民生費では、児童福祉費で14万4,000円を増額。衛生費では、診療費の医薬材料費等で53万9,000円の増額。委託料の差金等で53万9,000円を減額し、予算の組替えを行います。清掃費では、消耗品等や光熱費などで4,129万7,000円の減額を計上するものです。

次に、議案第3号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ925万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億7,581万6,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、決算見込みにより国庫支出金で352万9,000円、諸収入で571万5,000円をそれぞれ増額計上するものです。

歳出の保険給付費については、各種事業の決算見込みによる予算の組替えとともに、介護給付費準備基金積立金で925万8,000円を増額計上するものです。

次に、議案第4号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,805万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,146万6,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金などで585万9,000円の増額、サービス事業収入ではコロナ禍により介護サービス全体で利用者減となり、2,713万3,000円の減額を計上するものです。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費で482万円の減額、民生費で723万3,000円の減額、サービス事業費で600万5,000円の減額を計上するものです。

続きまして、議案第5号から議案第7号までは令和6年度の新年度予算であります。

当広域連合の新年度予算総額は99億1,990万円を計上するものです。

一般会計が5億3,510万円で全体予算額の5.4%を、介護保険特別会計が84億8,800万円で、同じく85.6%を占めます。そして、老人福祉施設

特別会計は8億9,680万円で、同じく9.0%を占めるものであります。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保などを目指したものであります。

令和6年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、最少のコストで最大の効果を挙げる工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを念頭に予算編成に努めました。

それでは、初めに議案第5号 令和6年度もとす広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億3,510万円で、令和5年度と比べて1,730万円の増額で、増減率はプラス3.3%となっています。

一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億4,124万2,000円、使用料及び手数料で3,528万6,000円、基金繰入金で5,998万円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で7,537万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費は1億1,845万1,000円、民生費は1億2,489万2,000円、衛生費は2億5,640万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第6号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は84億8,800万円で、令和5年度と比べて2億800万円の増額で、増減率はプラス2.5%となっています。

介護保険事業は、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実や認知症予防事業の取組をするとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億8,745万7,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で13億6,666万5,000円、国庫支出金で17億735万4,000円、支払基金交付金で21億5,624万2,000円、県支出金で11億7,705万9,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費が77億8,911万3,000円で歳出総額の91.8%を占めます。また、地域支援事業費に4億5,580万円を計上し、歳出総額の5.4%を占めております。

最後に、議案第7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は8億9,680万円で、令和5年度と比べて930万円の減額で、増減率はマイナス1.0%となっています。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、

介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく所要額を計上いたしました。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金8,245万円、繰入金1億2,400万円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業収入で6億7,534万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億2,224万9,000円、民生費で、養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億3,308万8,000円、通所介護事業、施設介護事業などのサービス事業費に6億2,758万7,000円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

全員協議会を再開しますので、第1委員会室にご移動をよろしく願いいたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前11時28分

○議長（若井千尋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第3、議案第1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第2号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号については、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会付託を省略し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第5、議案第3号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第3号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第6、議案第4号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第4号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第5号 令和6年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会付託を省略し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第8、議案第6号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第9、議案第7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をします。



◎散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

付託案件等については、各常任委員会での審査、協議をお願いいたします。

次回、本会議は、2月6日午前9時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時33分

令和6年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和6年2月6日（火曜日）午前9時07分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 4 議案第 3号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 4号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第 5号 令和6年度もとす広域連合一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 6号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 常任委員会委員の選任
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	馬 渕	ひろし	3番	棚 橋	敏 明
4番	庄 田	昭 人	5番	若 井	千 尋
6番	若 園	五 朗	7番	松 野	藤 四郎
8番	高 橋	知 子	9番	飯 尾	龍 也
10番	今 枝	和 子	11番	河 村	志 信
12番	鏝 本	規 之	13番	河 村	正 通

14番 村木俊文

15番 杉本真由美

欠席議員（1名）

2番 松野貴志

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長	國 井 弘 光
療 育 医 療 施 設 長	吉 川 博 喜	衛 生 施 設 長	喜 多 川 正 義

職務のため出席した職員

書 記 長	平 塚 直 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開議 午前 9時07分

◎開議の宣告

○議長（若井千尋君） ただいまの出席議員は14人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、広域連合長から議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての2議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。



◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第2、議案第1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） それでは、議案第1号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

総務介護常任委員会は、1月29日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第1号。

議案第1号につきましては、執行部より、補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号に対する委員長報告は可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例については可決されました。



### ◎議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第2号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第2号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 議案第2号。

ただいま議題となりました議案第2号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第2号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

なお、その後、質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第2号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、1月26日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、若井議長の出席をいただき、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について、慎重に協議を行いました。

議案第2号につきましては、執行部より、令和5年度一般会計補正予算書及び補正予算案の概要により、補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、休日急患診療所でのオンライン資格確認関係補助金は、マイナンバーカードの保険証対応など新規のものかとの質疑に対し、執行部からは、お見込みのとおりで、昨年度から繰越明許費で整備したものであるとの答弁がありました。

次に、医薬材料費の増額で、現在の管内のインフルエンザとコロナの状況はとの質疑に対し、執行部からは、休日急患診療所において1日およそ25名から30名の診療を行っている。1月になってからは1日にインフルエンザが10名ほど、コロナが5名未満となっているが、予断を許さない状況であるとの答弁がありました。

次に、衛生費の光熱水費について、コロナ前と比べてどれくらい上がったのかとの質疑に対し、執行部からは、2割から3割の増加であるとの答弁がありました。

その後、質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第2号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）は可決されました。



### ◎議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第4、議案第3号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第3号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 議案第3号。

ただいま議題となりました議案第3号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第3号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑については、介護認定審査会費に関係して、介護認定手続について、その流れはとの質疑に対し、執行部からは、認定申請を受付した後、調査員による調査と主治医の意見書により一次判定を行います。そして、その結果を基に認定審査会にて二次判定を行い、介護認定を決定しますとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきことはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第3号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まずは反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号に対する委員長報告は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第3号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）は可決されました。



#### ◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第4号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第4号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） それでは、ただいま議題となりました議案第4号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

老人福祉常任委員会は、2月1日午前10時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、大和園長、その他担当職員の出席を求め、付託案件の審査として、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第4号につきましては、まず、執行部より、補正予算案の概要に基づき補足説明を受けました。

その後、質疑では、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべき事柄として、サービス事業収入の減額の理由とその対策はとの質疑に対し、執行部から、デイサービスなどコロナで離れた利用者が戻ってこないのが主な理由と考えているので、ケアマネジャーに積極的な活動を促し、またアピールを行い、回復を目指している。特養についても、病院へ入院した入居者の空きベッドをショートステイで利用するなど、カバーに努めているとの答弁がありました。

次に、収入の減額を受け、その問題点の洗い出しと対応の質疑に対し、執行部から、職員の意識改革も必要と考えているとの答弁がありました。

次に、この補正予算で収入がマイナス、支出がマイナスなら事業は縮小

し、衰退していくことになる。この反省に基づいて当初予算をどう考えているのかとの質疑に対し、見込みのとおりであり、当初予算は今年度の状況を踏まえて算定しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号に対する委員長報告は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）は可決されました。



### ◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第6、議案第5号 令和6年度もとす広域連合一般会計予算を議題といたします。

議案第5号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） ただいま議題となりました議案第5号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第5号につきましては、執行部より、予算書及び当初予算案の概要

により、一般会計予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、総務管理費のコンピューター機器借り上げ料について、どのようにして決めているのかという質疑に対し、執行部からは、予算の積算は見積書によっている。金額については入札により決めているとの答弁がありました。

その後の質疑につきましても、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第5号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第5号につきましても、執行部より、予算書及び当初予算案の概要により、補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、衛生施設の基金繰入金について、令和5年度に積み立てた光熱水費の不用額を取り崩すことで、市町の負担金を抑えていると考えればよいかとの質疑に対し、執行部からは、お見込みのとおりであるとの答弁がありました。

次に、衛生施設の公債費に関連した基幹的設備改良工事について、改良後の効果は現在も続いているのかとの質疑があり、執行部からは、改良後の電気代については燃料費調整額が上がったことで支出は増えているが、使用する量は確実に減っており、改良の効果は続いているとの答弁がありました。

その後の質問につきましても、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第5号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号 令和6年度もとす広域連合一般会計予算は可決されました。



◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第7、議案第6号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第6号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） ただいま議題となりました議案第6号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第6号につきましては、執行部より、当初予算書及び当初予算案の概要により、介護保険特別会計予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、市町派遣職員の人件費や会計年度任用職員の報酬が減額されているが、職員の状況はとの質疑に対し、執行部からは、市町派遣職員については令和4年度までの北方町からの派遣職員1名の減であり、その分は今年度からプロパーの職員で補っている。また、会計年度任用職員の代替については、育児休業から復帰する職員を充てる予定であるとの答弁がありました。

次に、地域支援事業の包括的支援事業の増額はとの質疑に対し、執行部からは、増額は主に本巢市の包括的支援事業委託料について、本巢市社会福祉協議会職員の充実を図るための職員増員によるものであるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算は可決されました。



#### ◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第8、議案第7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算を議題といたします。

議案第7号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） それでは、ただいま議題となりました議案第7号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第7号につきましては、執行部より、当初予算案の概要、追加資料に基づき補足説明を受けました。

その後、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべき事項として、大和園をもっとアピールするための予算は組んであるのかとの質疑に対し、執行部から、宣伝費としては組んでいないが、一般管理費などをうまく使ってアピールしていきたいとの答弁がありました。

次に、オープンで地域の方たちが寄っていただけるようなイベントの計画や、体験会や見学会などはあるのかとの質疑に対し、執行部からは、体験利用は随時受け付けており、その際の食事代など実費を頂かないようにして体験していただき、利用しやすいような工夫を行っているとの答弁がありました。

次に、令和6年度に基金1億円以上を取り崩すことになっており、その後の基金残高が約5,000万円余りとなるが、令和7年度が心配である。先ほどアピールを行って実績を上げるとの話があったが、それで収入増につながると担保された話ではない。赤字補填の方法をどう考えているのかとの質疑に対し、執行部から、赤字解消の確定的な材料は今お示しできない

が、大きな課題として1つはサービス利用の回復であり、もう一つは養護老人ホームの見込みをどう見るかであると考えている。そこで今年6月をめどに課題を分析し、改善策を作成する予定である。その上で、最終的には広域連合として正副連合長会で協議し、今後の方針を決めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第7号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算は可決されました。



◎議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第9、議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○**連合長（藤原 勉君）** それでは、今定例会へ本日追加提出議案としてお認めいただきました議案につきまして、ご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

もとす広域連合第9期介護保険事業計画に基づき、保険料基準額が確定したため、介護保険法第129条の規定により、令和6年度から令和8年度までの保険料率等の設定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に従い、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

○**議長（若井千尋君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

9時45分から全員協議会を行います。第1委員会室において再開しますので、ご移動よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前10時25分

○**議長（若井千尋君）** 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

12番、鏑本規之君。

○**12番（鏑本規之君）** 先ほどの説明の中に、保険料の中において地域の裁量によってというような説明がありました。そのことについては、運用については慎重な取扱いをしていくこと、これは要望としておきます。そうしていただくことをお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

また、運用については議会のほうに報告を、予算に関わることでありますので上げるにしても、下げるにしてもご報告をしていただくことをお願いしておきます。

終わり。

○**議長（若井千尋君）** 確認いたします。

今、質疑を求めておりますので、質疑で終わっていただきたいというふ

うにと思いますが、はい、鏝本君。

- 12番（鏝本規之君） それじゃ、質疑ということですので改めてお伺いをいたします。

さきの報告の中に介護保険等、また料金等について国の方針とは別に地域の、自治体の裁量というふうな説明があったと思いますがけれども、地域の裁量とはどのようなことなのか、お伺いをいたします。

- 議長（若井千尋君） 井尾介護保険課長。

- 介護保険課長（井尾昌宏君） 地域の自治体に対する裁量というところなんですが、先ほど第6段階以降の部分で裁量ということなんですが、地域の被保険者の数だとか、介護サービスの供給状況等とかございますので、そちらも踏まえながらの地域の設定、裁量といったところでございます。

- 12番（鏝本規之君） 了解しました。

- 議長（若井千尋君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については可決されました。

続きまして、議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

12番、鏝本規之君。

- 12番（鏝本規之君） また同じようなことですがけれども、全員協議会の

中においての説明の中で、ケアマネに対する説明があったかと思うんですが、人数的にはあまりよく分からない、35人が45人ぐらいになるとような改正があったと思うんですが、このことについては働き方改革等から鑑みたときに、説明する人が多くなれば仕事の量が増えるということになるかと思うんですが、そのことについてはどのようにして職員に対する、35人から45人増えたものに対して、何か保護するような形の説明用具とか、また、ITか何かよく知りませんが、そういうようなものを利用してやるような方向性の整備がきちんとなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 井尾介護保険課長。

○介護保険課長（井尾昌宏君） お答えをいたします。

今回の介護保険制度改正によって、ケアマネジャーの1人当たりの受持ち件数が35件から44件ということに増えるわけですが、そうしたところは、ICT化とかそういったものによって補完するということでございます。

また、ケアマネの各対象者に対する訪問回数も減るというところもございますので、そういったところでは負担が軽減されてくるのかなというところもあります。また今後、制度改正後ケアマネ協議会等もございますので、そちらのほうもケアマネジャーさんの取組状況をそこでお伺いしまして、対応については検討していきたいと考えております。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○12番（鏑本規之君） 今の説明の中でもITとか、そういうような機械を導入する、そういうようなものが今回の予算の中に組み込まれているのか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 井尾介護保険課長。

○介護保険課長（井尾昌宏君） お答えいたします。

IT関係の機器につきましては、各事業所が設置する機器になります。こちらにつきましては、岐阜県において補助が出るということもございますので、介護保険課の予算の中につきましては、予算上、入れておりません。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○12番（鏑本規之君） これは人が働くことでありますので、何とかケアマネジャーに対しての負担が多くならないようにということはお願いとして、要望としておきます。

終わり。

○議長（若井千尋君） そのほかに質疑ありませんか。

7番、松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 介護支援を受けている方々から、聞いているんですが、介護4という人が、いろいろとお話しをされていて、要は認定者によっていろいろ対応が変わっていますので、そこはしっかりと教育

をしていただきたいというふうに思います。

○議長（若井千尋君） 議案に対する質疑を求めておりますので、ご要望でなく質疑で終わっていただきたいというふうに思っております。

○7番（松野藤四郎君） 議案に入っているんじゃないんですか。

〔「質疑をお願いします」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑をお願いいたします。

ただいまの松野藤四郎議員のお話では、質疑ではないというふうに認めさせていただきますので、お答えができないというふうに判断させていただきます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対者の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

**◎ 常任委員会委員の選任**

○議長（若井千尋君） 日程第11、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから、委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿を配付〕

○議長（若井千尋君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議がないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

◇

**◎ 議会運営委員会委員の選任**

○議長（若井千尋君） 日程第12、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、先ほどお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

◇

**◎ 閉会の宣告**

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和6年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

閉会 午前 10 時 39 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月6日

議 長 若 井 千 尋

署 名 議 員

4 番 庄 田 昭 人

8 番 高 橋 知 子